

1 事務事業の外部評価を終えて

総合計画審議会では、第3回総合計画審議会（平成23年7月21日開催）において、今回実施した事務事業の外部評価を振り返り、次のとおり課題及び改善点を洗い出すとともに、取り組みを総括しました。

（1）課題及び改善点について

評価実施スケジュールについては、事業主管課による事務事業評価シート作成期間を1週間に設定しましたが、初めての取り組みであったことや市議会開会中であったこともあり、かなりのタイトスケジュールとなりました。

また、総合計画審議会による事務事業評価については、毎年度初めて外部評価を受ける事業が抽出され、事業主管課にとっては初めての取り組みとなるケースが当面続くことが想定されます。

そのため、事務事業評価実施にあたっては、スケジュールについての調整が検討課題です。

外部評価対象事業数については、総合計画審議会全体で事務事業評価を行う場合には、日程上の制約もあり、今回実施した17事業以上の事業数拡大は難しい状況です。

今後、外部評価対象事業数を増やしていくためには、総合計画審議会の委員をグループ分けし、並行して評価する分科会方式の導入など、実施手法の変更を含めた検討が必要です。

シートの完成度については、事業そのものの説明が不十分な事務事業評価シートが目立ちました。

事業を説明するにあたっては、スケジュールを含む全体計画及び総事業費を示すことが必須であり、事業期間に定めのない定例的な事業についても、総合計画、実施計画及び個別計画などを期間として示すことが可能です。

また、事業の必要性については、客観的なデータによる裏付けが必要であり、法定だから、必要だから事業を実施しているという説明だけでは不十分です。

評価シートの作成にあたっては、総合計画の進行管理については、広く公表することとされて

いるため、事務事業評価をはじめとした行政評価においても、市民に対する説明責任の充実が求められていることを十分認識したうえでの記述が必要です。

事務事業評価シートの指標については、今回対象とした決算年度である平成22年度までを計画期間とした茅ヶ崎市後期基本計画第5次実施計画事業では、事務事業レベルでの活動指標の設定はあるものの、政策及び施策レベルでの成果指標の設定がないという現状もあり、「成果」と「活動」の指標区分が曖昧です。

しかしながら、事務事業評価の本格実施となる平成23年度を計画初年度とした茅ヶ崎市総合計画第1次実施計画では、政策及び施策レベルでの成果指標が設定されていることから、事務事業評価シート作成時において、より明確な指標設定が期待されます。

いずれにしても、指標の設定については、「成果」及び「活動」の定義を明確化し、区分する必要があります。

今回の評価結果は、実施手法の改善を前提とした継続が14事業、事業規模の拡大が3事業となり、厳しい財政状況の中で、歳出削減や財源確保策を講じてどの程度、予算への反映が可能であるかが課題です。

今回作成した事務事業評価シートには、コストに関する情報として事業費を記載しましたが、評価にあたっては、当該事業に携わる人工を基礎とした人件費を加えた総事業費（トータルコスト）の把握が必要であるという議論がありました。

そのため、総合計画審議会では、施策体系と市の行政機構の課レベルでの組織が合致している新しい総合計画の中で、来年度実施予定の施策評価の実施手法を構築する際に、人件費を加えた総事業費を示した上で、課全体のマネジメントを評価する項目として位置づけていくのか否かを含めた検討課題としています。

（2）事務事業評価の今後の取り組みに向けて

このように、総合計画審議会では、平成23年度を計画初年度とする茅ヶ崎市総合計画基本構想に位置づけられた、評価・改善による進行管理を円滑に導入するため、平成22年度決算事業を対象に事務事業の外部評価を試行実施しました。

その中で、来年度からの本格実施に向けた改善点及び課題の洗い出しを行われたことは、試行

実施の目的を達成し、成果があったと言えます。

また、評価対象各事務事業についても、総合計画審議会委員により市の内部評価の目線とは違った立場、視点で評価が行われたことは、今後、事業を展開する上で有意義であったと考えます。

今後、総合計画審議会では、今回の事務事業の外部評価の試行実施で明らかとなった課題や改善点を踏まえて、来年度から本格実施する茅ヶ崎市総合計画第1次実施計画事業を対象とする事務事業の外部評価及び第2次実施計画策定の基礎となる施策の外部評価実施に向けた取り組みを進めています。

この報告書が、茅ヶ崎市の総合計画を実効性あるものとするために、具体的、効果的な進行管理手法の構築に寄与することを期待します。

なお、今回実施した総合計画審議会による事務事業の外部評価の詳細については、次章以降のとおりです。